

第24期第28回新居浜市農業委員会総会議事録

1 会議の日時及び場所

(1) 会議の日時 令和4年9月5日(月曜日) 13:30~15:05

(2) 会議の場所 市庁舎5階 大会議室

2 会議に出欠席した委員数及び氏名等

(1) 農業委員

第1番	片上和彦	第10番	古川一豊
第2番	岡田充	第11番	高橋征三
第3番	藤田幸正	第12番	小野春雄
第4番	村上壽一	第14番	伊藤繁次郎
第5番	塩見敏夫	第15番	土岐若水
第6番	寺尾俊行	第16番	伊藤慎吾
第7番	横井直次	第17番	渡邊勝俊
第8番	藤田健太郎	第19番	山口三七夫
第9番	宇野賀津美		

(2) 農地利用最適化推進委員

第1番	岡田悦明	第9番	田坂健次
第3番	加藤宏司	第10番	眞鍋哲哉
第5番	小野義尚	第11番	竹林義孝
第6番	井下八郎	第12番	池田辰夫
第7番	高橋眞次	第13番	高橋秀実
第8番	藤田隆	第14番	神野鉄治

(3) 欠席委員 4人

農業委員	第13番	曾我部英敏
農業委員	第18番	松木ワカ子
推進委員	第2番	安藤育雄
推進委員	第4番	岩崎紀生

3 会議に出席した事務局職員

事務局 長	近 藤 弘 二	事務局 次長	藤 田 美 保
農 政 係 長	中 森 由紀子	主 任	井 上 貴 清
会計年度任用職員	齊 藤 麻 里		

4 傍聴者

な し

5 議事日程

農地関係	農地法第3条、第4条、第5条申請関係等の審議について
農政関係	イノシシ・ニホンザル侵入防止柵の設置管理について



13時30分開会

近藤事務局長

御起立ください。礼。御着席ください。

総会に先立ちまして、委員の出席状況を御報告いたします。農業委員17人、推進委員12人でございます。よって、過半数に達しており、この会が成立していることを御報告いたします。それでは、会長よろしく申し上げます。

藤田会長

皆さん、こんにちは。

二十四節気のうちのまもなく白露となります。秋も深まり、露が草木に宿り実りの秋を迎えるという季節でございます。秋といいますと台風の被害も気になるところでございますが、先ほど愛媛県の台風被害対処にかかる資料もお配りいたしました。台風11号も明日あたりが愛媛県に最接近するという情報でございます。幸い東予地方にはあまり影響がないとの予想となっておりますが、銅山川水系の3つのダムの貯水率が17パーセントを切るのではないかといわれておりました。さらに貯水率が低下いたしますと生活用水、農業用水の取水制限がかかるという事態となりますので、四国中央市をはじめとして新居浜市においても都合のいい話ではありますが被害のない程度の雨を期待したいと考えております。

それでは、ただいまから第28回新居浜市農業委員会総会を開会いたします。

まず、本日の議案につきましては、農地関係が議案第1号から議案第5号まで、農政関係は「イノシシ・ニホンザル侵入防止柵の設置管理について」を議題といたします。

なお、本日の議事録署名委員でございますが、会議規則第19条の規定により、会長において宇野 賀津美委員と古川一豊委員を指名いたします。両委員さんよろしく願いいたします。

これより農地関係の議案の審議に入ります。議案書目次をお開きください。

議案中、第1号及び第2号は決議事項、第3号から第5号までは意見事項となっております。加えまして報告事項が1件ございます。

藤田会長

1ページを御覧ください。

議案第1号「農用地利用集積計画について」を議題に供します。事務局から議案の説明をお願いします。

藤田事務局次長

議案第1号につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画でございます。内容といたしましては、田5筆、合計面積5,696.00平方メートルでございます。

2ページをお開きください。

48番及び49番の2件でございます。期間につきましては、3年1か月が2件、利用権の種類は、使用貸借で、全てが新規設定となっております。

以上の計画内容につきましては、新居浜市が定める「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」に適合するものであること等を確認いたしております。

御審議よろしく願いいたします。

藤田会長

ありがとうございました。

以上、48番及び49番について質疑に入ります。御意見、御質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

藤田会長

ないようですので、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

藤田会長

御異議なしと認めます。よって、議案第1号「農用地利用集積計画について」を原案のとおり決定させていただきます。

3ページを御覧ください。

議案第2号「農地の所有権移転について」を議題に供します。事務局から議案の説明をお願いします。

井上主任

議案第2号につきましては、農地法第3条第1項の規定による農地の所有権移転で、申請件数は1件です。

4ページをお開きください。

23番、萩生字旦之上、田1筆、面積148平方メートル、譲受人は市内在住の(2-1)さんです。

譲受人は、現在3反9畝ほどの農地を家族で管理・耕作しており、今回、経営規模拡大を図るため申請地を取得する目的で、農地法第3条による申請が提出されたものです。

申請地は、農道・水路が整備された譲受人所有の農地に隣接しており、一体として田として利用を行うものであることから、周辺への影響についてはないものと思われま

す。以上の案件につきましては、議案書及びお手元に配布させていただいております別紙1の調査書に記載のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

御審議の程よろしくお願いいたします。

藤田会長

ただいまの説明に係る現地調査の結果ならびに補足説明につきましては、竹林 義孝委員から報告をいただきます。竹林委員をお願いします。

竹林委員

8月7日に現地調査を行いました。申請地は農地として適正に管理されており、また申請地は譲受人の保有農地と接しておりますことから農業経営規模拡大となり、地域との調和

要件につきましても特段問題ないものと思われ許可相当であると思われま。

藤田会長

ありがとうございました。

以上、23番について質疑に入ります。御意見、御質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

藤田会長

ないようですので、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

藤田会長

御異議なしと認めます。よって、議案第2号「農地の所有権移転について」を原案のとおり決定させていただきます。

5ページを御覧ください。

議案第3号「農地の転用について」を議題に供します。事務局から議案の説明をお願いします。

井上主任

議案第3号は農地法第4条第1項の規定による農地転用の申請で、申請件数は1件です。

6ページをお開きください。

10番、庄内町五丁目、畑2筆、申請人は(3-1)さん。内容は賃貸共同住宅114.67平方メートル、一体利用地として宅地113.45平方メートルがあり、農地区分は用途地域であるため第3種農地であると判断されます。

当該事案につきましては申請書および土地改良区の意見書等の添付資料を確認し、転用行為が遂行される確実性等の一般基準についても認められるものであることを、事務局より報告させていただきます。

御審議の程よろしく申し上げます。

藤田会長

ありがとうございました。

以上、10番について質疑に入ります。御意見、御質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

藤田会長

ないようですので、原案のとおり許可相当として意見を決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

藤田会長

御異議なしと認めます。よって、議案第3号「農地の転用について」を許可相当として県知事に意見を送付いたします。

7ページを御覧ください。

議案第4号「農地の転用を伴う所有権移転等について」を議題に供します。事務局から議案の説明をお願いします。

井上主任

議案第4号は農地法第5条第1項の規定による権利移動を伴う農地転用の申請で、申請件数は17件です。

8ページをお開きください。

138番、萩生字治良丸、畑1筆、譲受人は(4-1)さん。内容は太陽光発電施設、農地区分は用途地域であるため第3種農地であると判断され、権利区分は所有権移転です。

139番、喜光地町二丁目、畑1筆、譲受人は(4-2)さん。内容は自己住宅129.18平方メートル、農地区分は用途地域であるため第3種農地であると判断され、権利区分は使用貸借権で期間は永年です。

140番、宇高町五丁目、田1筆、譲受人は(4-3)さん。内容は自己住宅109.30平方メートル、農地区分はその他の農地である第2種農地と判断され、権利区分は所有権移転です。

9ページを御覧ください。

141番、宇高町二丁目、田1筆、譲受人は(4-4)さん。内容は自己住宅132.33平方メートル、農地区分はその他の農地である第2種農地と判断され、権利区分は使用貸借権で期間は永年です。

142番、西泉町、畑2筆、譲受人は(4-5)さん。内容は建売住宅3戸282.77平方メートル、一体利用地として宅地194.88平方メートルがあり、農地区分はその他

の農地である第2種農地と判断され、権利区分は所有権移転です。

143番、西泉町、畑1筆、譲受人は(4-6)さん。内容は進入路、一体利用地として宅地377.84平方メートルがあり、農地区分はその他の農地である第2種農地と判断され、権利区分は所有権移転です。

10ページをお開きください。

144番、西連寺町一丁目、畑1筆、譲受人は(4-7)さん。内容は自己住宅122.62平方メートル、一体利用地として宅地71.46平方メートルがあり、農地区分はその他の農地である第2種農地と判断され、権利区分は使用貸借権で期間は永年です。

145番、萩生字旦ノ上、田1筆、譲受人は(4-8)さん。内容は特定建築条件付宅地分譲3区画、農地区分はその他の農地である第2種農地と判断され、権利区分は所有権移転です。

146番、田の上二丁目、田1筆、譲受人は(4-9)さん。内容は自己住宅86.53平方メートル、農地区分はその他の農地である第2種農地と判断され、権利区分は所有権移転です。

11ページを御覧ください。

147番、大生院字喜来、畑2筆、譲受人は(4-10)さん。内容は貸し露天駐車場、農地区分は申請地から概ね300m以内に中萩駅が存在するため第3種農地であると判断され、権利区分は所有権移転です。

148番、神郷二丁目、田1筆、譲受人は(4-11)さん。内容は露天資材置場・露天駐車場、農地区分はその他の農地である第2種農地と判断され、権利区分は所有権移転で

す。

149番、郷二丁目、田1筆、譲受人は(4-12)さん。内容は自己住宅93.57平方メートル、一体利用地として公衆用道路58平方メートルがあり、農地区分はその他の農地である第2種農地と判断され、権利区分は使用貸借権で期間は永年です。

12ページをお開きください。

150番、政枝町三丁目、田1筆、譲受人は(4-13)さん。内容は建売住宅5戸301.20平方メートル、農地区分はその他の農地である第2種農地と判断され、権利区分は所有権移転です。

151番、沢津町一丁目、畑2筆、譲受人は(4-14)さん。内容は建売住宅2戸124.21平方メートル、農地区分は上水管及び下水管が埋設されている道路の沿道の区域であって、申請地から概ね500m以内に愛媛労災病院及び吉井整形外科が存在するため第3種農地であると判断され、権利区分は所有権移転です。

152番、観音原町、畑2筆、譲受人は(4-15)さん。内容は露天資材置場及び露天駐車場、一体利用地として用途廃止の水路36.15平方メートルがあり、農地区分はその他の農地である第2種農地と判断され、権利区分は所有権移転です。

13ページを御覧ください。

153番、上原二丁目、畑1筆、譲受人は(4-16)さん。内容は貸し露天駐車場、農地区分は用途地域であるため第3種農地であると判断され、権利区分は所有権移転です。

154番、又野三丁目、畑4筆、譲受人は(4-17)さん。内容は貸し露天駐車場、一体利用地として宅地13.38平

方メートルがあり、農地区分はその他の農地である第2種農地と判断され、権利区分は所有権移転です。

以上、138番から154番までのいずれの事案につきましても、申請書および土地改良区の意見書等の添付資料を確認し、転用行為が遂行される確実性等の一般基準についても認められるものであることを、事務局より報告させていただきます。御審議の程よろしく申し上げます。

藤田会長

ありがとうございました。

以上、138番から154番までについて質疑に入ります。御意見、御質問はございませんか。

高橋(秀)委員

138番ですが、昨年12月だったと思いますが農地中間管理機構による5年間の使用貸借権設定を行っていたと記憶しておりますが問題ありませんか。

井上主任

転用申請が出される前に合意解約の手続きを行っております。

高橋(秀)委員

合意解約が行われましたら、最後に参考事項として報告されていたと思いますが今回はどうして報告されていないのでしょうか。

井上主任

今回は、中間管理機構による使用貸借権でありますので農地法第18条に基づく合意解約ではないため、報告の対象外となっております。

藤田会長

他に御意見、御質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

藤田会長

ないようですので、原案のとおり許可相当として意見を決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

藤田会長

御異議なしと認めます。よって、議案第4号「農地の転用を伴う所有権移転等について」を許可相当として県知事に意見を送付いたします。

藤田会長

14ページをお開きください。

議案第5号「国有農地の買受け適否について」を議題に

供します。事務局から議案の説明をお願いします。

井上主任

議案第5号については、国有農地の売払いにかかる農地法第3条の許可の適否確認で、諮問件数は2件です。

15ページを御覧ください。

1番及び2番については、農地法施行規則等の一部を改正する省令（平成21年農林水産省令第64号）附則第3条第2項の規定に基づき、国有農地の買受けの申込みがあり、管理者である愛媛県知事より照会があったものです。

当該事案についてはいずれも、改正前農地法に基づき継続して国有農地を借り受けている現耕作者に売払われるもので、農地法第3条第1項の例外事由に該当し、許可は不要となりますが、買受希望者の買受けの適否については、農業委員会の意見を聴くものとされております。

買受けの適否の判断基準といたしましては、下限面積要件を除く農地法第3条の許可基準と同等となっており、1番及び2番のいずれの事案も、お手元に配布しております別紙2の調査書に記載のとおり、不許可事由である農地法第3条第2項の5号を除く各号には該当しないため、許可基準のすべてを満たしていると考えます。

御審議の程よろしくお願いいたします。

藤田会長

ありがとうございました。

以上、1番及び2番について質疑に入ります。御意見、御質問はございませんか。

（「なし」の声あり）

藤田会長

ないようですので、原案のとおり農地法第3条許可相当として意見を決定してよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

藤田会長

御異議なしと認めます。よって、議案第5号「国有農地の買受け適否について」を農地法第3条許可相当として国有農地管理者である県知事に意見を送付いたします。

藤田会長

16ページをお開きください。

報告事項は「引き続き農業経営を行っている旨の証明につ

いて」です。事務局から報告をお願いします。

藤田事務局次長

引き続き農業経営を行っている旨の証明についてご報告いたします。租税特別措置法第70条の6第32項の規定に基づく引き続き農業経営を行っている旨の証明願でございます。

報告は1番の1件でございます。庄内町、田12筆、畑1筆、面積計8,932平方メートル、相続人は(報-1)さん、被相続人は(報-2)さん、相続開始年月日は平成21年11月25日で、納税猶予の特例を受けております。

納税猶予期間中は、3年ごとに引き続き農業経営を行っている旨の証明書等を添えて、税務署に届出を行うこととなっております。地元農業委員である岡田悦明委員と事務局が該当農地を調査いたしまして適正に農地として管理されていることを確認しておりますのでご報告いたします。

藤田会長

ありがとうございました。

以上をもちまして、農地関係の議案の審議がすべて終了いたしました。

よって、これをもちまして暫時休憩いたします。

なお、14時05分から総会を再開いたします。

(休憩)

藤田会長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

これより農政関係の議題に入ります。本日は、御案内しておりましたとおり、「イノシシ・ニホンザル侵入防止柵の設置管理について」を議題といたします。

なお、本日は、経済部農林水産課から担当職員をお招きしておりますので、ご紹介させていただきます。

農林水産課 赤壁 主任です。

それでは、よろしく申し上げます。

農林水産課

赤壁主任

今回はお時間をいただきありがとうございます。先ほど

会長から紹介いただきました、農林水産課 赤壁です。おととしは、イノシシについて、昨年度はニホンザルについて生態・習性から考えてどのような被害対策を行えばよいかお伝えさせていただきましたが、今回は侵入防止柵の設置・管理について具体的に、深掘りしてお話したいと思います。

新居浜市では、平成30年度から侵入防止柵を設置される方に補助を行っています。補助を受けられる方全員に、適正な柵の設置方法を説明させていただいておりますが、効果のない資材を導入される方や、設置の方法が適正でないため、イノシシ等の侵入を防げない事例があります。つきましては、農業委員の皆様には、そのあたりについて正確に把握していただき、被害防止にご協力いただけたらと思います。

まず、イノシシを例に現在の鳥獣に関する状況についてお話しします。左は、愛媛県内のイノシシ捕獲数のグラフ、右側が鳥獣による農作物被害額、そのうち一番下側スライド上で赤色がイノシシになります。近年、捕獲数は大幅に増加していますが、被害額は高止まりしています。もはや捕獲のみで、被害を防ぐことができない状況が続いています。捕獲以外の有効な対策として、環境改善、侵入防止柵の設置・管理が挙げられます。

草の生えた耕作放棄地は、イノシシやサルが身を隠せる棲み処となり、また、農地に放棄された野菜くずは命を繋ぐための貴重な食糧となります。ちょっと傷がある、小さいなど出荷の基準に合わないものでも、鳥獣にとっては関係ありません。

また、加害鳥獣が侵入できなければ、被害は発生しませんので、ワイヤーメッシュ柵や電気柵による防御は、最も有効な対策です。

本題の侵入防止柵の前に、環境改善について、少しお話させていただきます。耕作放棄地がイノシシ等の行動しや

すい環境になることは感覚的にご理解いただけるとと思います。耕作放棄地にはスギナやクズが目立ちますが、これらの植物は根に栄養を蓄える植物になります。人間は食べなくとも、イノシシにとっては貴重な食糧になります。また、ニホンザルは草の新芽や、花のつぼみを食べます。作物はなくとも耕作放棄地は住処兼エサ場になりやすいのです。

前置きが長くなりましたが、ここからが今回の本題になります。2019年に日本最大の農業研究組織、農研機構が発表した「獣害対策における侵入防止柵の運用状況と被害発生に関連性」という報告の中で、次の2点が述べられていました。

まず、1つ目、中大型獣に対する柵は、コストや設置労力といった部分で改良の余地はあるものの、侵入を防ぐ技術としては、完成している。2つ目は、被害を受けた圃場では不適切な柵の設置があったというものでした。

農業者の方から、「防御をしていたのに侵入された」というお話を聞いて、現場に行ってみると、漁網をしの竹の支柱にくくったものを設置していることがよくあります。残念ながらこの報告に従えば、この事例は「不適切」と判断される事例です。

ではどのような柵が適切なのかということについて、説明させていただきます。周囲の環境要因により被害にあわないこともありますが、網で哺乳類の侵入を防ぐのは困難で、できたとしてもかなり高コストになります。イノシシはワイヤーメッシュ柵又は電気柵、ニホンザルはワイヤーメッシュ柵の上部に電気柵を設置した「複合柵」が有効かつ安価な方法となります。漁網などを用いている方は、周りを囲ったということにとらわれて、その柵が対象となる動物に有効かどうかということに無頓着な場合が多いように見受けられます。釣りをされる方はわかりやすいかもしれませんが、釣りたい魚に応じて仕掛けは変わります、アジの仕掛けでマグロは釣れませんし、その逆も然りです。

対象となる動物の能力、習性を見極めて、有効な侵入防止柵を選択することが第一歩です。

まず、最も被害相談の多い、イノシシの能力について説明いたします。イノシシは成獣であれば、水平・垂直ともに約1 mの跳躍をする脚力があります。ただし、垂直方向の跳躍については、ほとんど行いません。重量のあるイノシシは、着地のときに足をくじくリスクがあります。我々どちがい、怪我しても治療を受けることはできず、食事もとれなくなります。イノシシにとって足の怪我は、死に直結しますので垂直方向への跳躍はまずしません。ただ、この中にイノシシが1 mの柵を飛び越えるところをご覧になった方がおられるかもしれません。イノシシの最大の敵は人間です。イノシシの中には家族を人間に殺された経験をもつものもいるでしょう。ですから、生き延びるためには、多少足をくじくリスクを冒してでも、人間に見られている状況では逃げなければなりません。これは、平常時の行動ではありませんので、イノシシの目線から1 m以上確保できていれば、飛び込みのリスクはほぼほぼありません。

次に、進行方向に対して水平に線状の障害物があるときは、イノシシは飛び越えよりもくぐって侵入することを選択します。地面からの高さが10 cmのときは、くぐって侵入することができません。20 cm以上であれば、成獣であってもくぐって侵入できますが、20 cmに対しては鼻で触る動作をおこなってからくぐります、30 cm以上になると鼻で触らずに侵入することがあります。

また、障害物に対しては持ち上げたり、噛んで引っ張ったりする行動をとることがあります。

以上のことを踏まえた上で、ワイヤーメッシュ柵、電気柵の資材選定・設置方法についてお話します。

まずは、ワイヤーメッシュについてお話します。ワイヤーメッシュは元々、建築用資材として、コンクリートのひび割れ防止などの用途に使われるもので、線の太さや目合

いの大きさに種類があります。全てのワイヤーメッシュがイノシシ対策に適しているわけではありません。線型3.2mmと5mmのものはホームセンターで見かけることが多いですが、軽くて安価であるという理由で、3.2mmのものを選ぶ方がいらっしゃいます。線型が3.2mmのものは、私が人差し指1本で引っ張れば曲がり、溶接がとれるぐらいの強度しかありません。これではイノシシに有効な対策をすることができません。線の太さは5mm以上のものを選びましょう。

また、目合いの大きさは15cmのもの、10cmのもの、下側の目合いが小さいイノシシ用の製品があります。15cm目合いのものは、ウリボウの侵入を許してしまいます。また、イノシシ用の製品は上側の目合いが大きくなっており、その部分から約20kgイノシシの侵入を許した事例があります。10cm目合いのものは、取り扱いが少なく高価ですが、その分、侵入を完全に防ぐことができます。コストとの兼ね合いもありますが、少なくとも線型は5mm以上の製品を選ぶ必要があります。

次に、ワイヤーメッシュを取り付ける支柱ですが、必ず金属性のものを使用してください。鉄パイプなどでも強度があれば使用できますが、今回はコスト面で有利な鉄筋棒を取り上げて説明します。鉄筋は必ず、表面にでこぼこのある、異形鉄筋（いけいてっきん）を使ってください。このでこぼこが地面とかみ合って抜けにくくなります。

支柱は少なくとも30cmは地面に打ち込みますので、1mの鉄筋ではうまく取り付けができない場合があります。また、太さについては一般的にD10、D13、D16といったものをよく見かけます。かんきつの樹園地など、乾いていて地面の固い場所ではD10で30cm打ち込めば大丈夫だと思われる場合もありますが、土のゆるい水田では同様のものでは強度が不足します。実際の現場を見ないとはいっきり言えませんが、水田では50cm程度打ち込

むことを前提として、D16の150cmの支柱を選択するとよいと考えられます。

次に、ワイヤーメッシュの設置方法を説明します。まずは、設置位置の検討です。設置場所はできるだけ、柵の外側50cmぐらいは平らな、斜面に面していないところを選びましょう。柵の外側が斜面になっているところでは、設置・補修がしにくいことに加え、外が高くなっている場合は、イノシシの目線から1mより短く見えて飛び込みやすい、低くなっている場合は、掘って侵入しやすくなります。

設置位置が決まったら先ほどのべたように30cm以上ぐらつきのないように支柱を打ちこみます。

次にワイヤーメッシュの横げたが農地側になるようにワイヤーメッシュを支柱にあわせ、ワイヤーメッシュの下側の横げたを足で踏み込んで、飛び出し部分を地面に刺し込んでください。先ほど習性の部分で少しふれましたが、イノシシはワイヤーメッシュの横げたを噛んで引っ張ることがあります、その際、溶接がとれてしまわないようにワイヤーメッシュの向きを守り、横げたが農地側になるように設置してください。

次に、結束線でワイヤーメッシュの交点をななめに巻き込むように支柱と結束してください。地際、目線の高さ、もたれかかったときの高さ大体、10cm、40cm、70cmのところで3箇所結束してください。せっかく適正な資材を導入しても結びが甘ければ侵入のリスクは高くなります。

ここまでの1つの流れで、この後は、支柱、ワイヤーメッシュを1つずつ取り付けてください。先に支柱を先に全部打込んでからメッシュを取り付けようとする方がときどきおられますが、このやり方では、メッシュと支柱がうまく合いません。ずれが大きくなると強度が出ず、イノシシの侵入を許すことに繋がります。

そして、地面にくぼみがあるような場所は、補助的に支柱を入れてください。予め土で埋めて、固めておく対策も有効です。

農地への入口部分は、結束線では止められませんので、対候性のリピータイや丈夫な紐などで、こちらも容易に持ち上げられないようワイヤーメッシュの角を巻き込むようにとめてください。以上でイノシシ向けのワイヤーメッシュ設置に関する説明は終わりです。

次に、電気柵について説明します。電気柵は、元々放牧獣を柵の外に逃がさないための、電牧柵を侵入防止に応用したものになります。電圧は最大1万ボルトほど出ますが、電流は、検出できないほど小さいです。過去に静岡で違法な電気柵による事故があったため、ネガティブな印象をもたれる方がいますが、ホームセンターなどで購入できる市販電気柵で怪我をした事例はありません。家庭用コンセントが100ボルトなので、100倍の1万ボルトと聞くとギョッとする方が多いですが、実は静電気でも強く痛みを感じる時は最大で5千ボルトぐらいの感電をしています。ここで覚えていただきたいのは、皮膚の表面の痛みに関わるのはボルト・電圧、心臓や脳などの内部に浸透して命に関わるのはアンペア・電流ということです。静岡の事故事例では、家庭用コンセントから電気柵装置を介さずに、直接電気を流す、法的に違法な事例でした。市販電気柵では電流はほとんど検出できないほど低いため、そのようなことはありませんのでご安心ください。

電気柵の仕組みですが、犬猫をはじめの多くの哺乳類は、見慣れないものがあれば、まず鼻で触れて対象が何なのか、安全なものか危険なものか確認しようとします。確認しようと鼻で電気柵の線に触れたとき、動物の鼻と足を接点に、電気回路が成立し感電します。一度感電を経験した動物は痛みを覚えます。あるものはそれを記憶して柵に近づかなくなり、ある者はまた再度触れて柵を確かめようとして感

電します。いわゆる頭のいい動物ほど、1度感電したら柵に近づかなくなる傾向が強いです。再度近づく哺乳類がいたとしても、既に感電の痛みを知っているので、再び線に触れて対象が安全か危険かを確認しようとしします。そうすると、また感電して来なくなる、来たとしても感電して逃げるを繰り返すうちに痛みを記憶して農地に近づかなくなります。

電気柵の仕組みをご理解いただけたと思いますので、次に資材の選定についてお話します。電気柵はメーカーが複数あり、多種多様な値段の製品があります。どの製品を選んでも最大電圧はほぼ同じの1万ボルトですが、必ず設置する線の延長をカバーできる製品を選んでください。後で詳しく説明しますが、イノシシに対しては2～3段の線を張ります。仮に農地の外周が1kmだったとしたら、2段張りの場合は、写真の本体では、線の長さが2kmなのでギリギリ足りませんが、3段張りの場合は線の長さが3kmになるため、線に接続しても必要な電圧が出ません。小規模農地向けの600～1万m超の製品など様々な製品があります。長い延長をカバーできる製品はそれだけ高価になりますので、十分に設置の範囲をカバーできるが、過剰投資にならないよう適切な資材を選びましょう。

また、必須ではありませんが電源はソーラーまたは、家庭用コンセントの使用をお勧めします。バッテリーや乾電池での運用も可能ですが、高頻度で充電・交換等のメンテナンスが必要になります。また電気柵用のヨリ線は中に入っているワイヤーの多いものがお勧めです。金属疲労により完全に断線する可能性が少なく、線の張替え頻度が低くなります。

次に、電気柵の設置についてお話します。まずは設置の位置決めをしましょう。土の地面は水分を含み、電気が流れやすいのですが、アスファルト、コンクリート、あるいはマルチは電気が流れにくい素材のため、電気ショックが

弱まります。以前、現場で電圧の確認をしたところ、土の上では1万ボルト検出できたのですが、アスファルト上では4千～5千ボルトしか検出できませんでした。とりあえず4千ボルトあれば、イノシシには有効な電圧ですが、草や作物が触れると更に電圧が低下し、すぐに効果のない電圧になってしまいます。できるだけ電気ショックを強く与えられる場所に電気柵を設置するよう位置決めを行います。

位置決めを行ったあとは、設置場所周辺の草刈りをしましょう。先ほどもお伝えしたとおり、草が線に触れると電圧が低下します。1万ボルトでている電気柵に、1本草が触れただけで効果がなくなることはありませんが、どんどん成長する草を放置するとやはり効果のない電圧に落ちてしまいます。設置前及び随時草刈りを行いましょう。

草刈りをした後は、設置に入ります。ここで重要なのが、支柱か、支柱への取付用具のどちらか一方は必ず、絶縁素材のものを使ってください。乾燥しているように見えても竹や木などは水分を含み、電気が流れやすいです。竹や木を支柱にして、線を直接取り付けた場合は、漏電を起こします。実際に竹を使って設置した箇所があり、電圧を計測したところ数百ボルト、手で触ってもほとんどわからないぐらいでした。これでは全く意味がありません。また、標準的な支柱の間隔は4m以内となりますが、地面の傾斜が変わるような変化点には必ず支柱を追加してください。

支柱を設置した後は、線を外向きに設置します、動物は、はじめて電気柵を見たとき、自分に近い位置にあるものを鼻で触れて確認しようとし、線が内側、つまり農地側にあるときは、外側にある電気が流れていない支柱を触って電気柵を確認することがあります。電気が流れてない部分を触って、安全と認識されてしまうと、電気柵をくぐって侵入します。このときイノシシの背中が電気柵に触れますが、太くて長い毛に阻まれて、イノシシの体に電気は届

きません。このようなことがないように、線は外側に設置しましょう。高さは20cm、40cmの2段が標準です。先ほど7ページの、イノシシの能力でお伝えしたとおり20cmは、イノシシが必ず確認せざるを得ない高さです。高さが30cmになると対象を確認せずにいきなりくぐる動作をとる個体があります。基本の20cm、40cmを守った上で、斜面に面している場合など飛び込みの可能性がある場合は、60cmの高さに追加して3段張りにします。

支柱、電気線を設置し終わったあとは、本体と電気柵を接続します。本体は、イノシシが倒したり、人間が盗んだりすることに備えるため、柵の内側の目立たないところに設置してください。そして、先ほど設置した電気柵の線と本体の出力部を接続します。次に、アース棒を説明書に記載の位置・間隔・深さを守って埋め込んで、接続してください。11ページ下側の図のとおり、本体から出た電気が、電気柵の線、イノシシの鼻先、イノシシの足、地面、アース棒から本体に戻り「回路」をつくることにより、感電が起こります。アース棒がきちんと埋め込まれていないと、出力部からの電気を回収できず、電圧が低下します。

これで設置完了ですが、設置後、必ず電圧のチェックを実施します。電圧チェックには、必ず数字でボルト数が確認できるテスターを用いてください、このテスターは、貸出できますので、ご希望の方は申してください。電気柵は、最大1万ボルトの出力があり、だいたい4千ボルトの出力があれば、動物に対して有効と言われています。例えば、設置したてで4千ボルトの出力が出ていれば、農作物を守る効果として有効でしょうか。4千ボルトしかないということは、必ず何か不具合があります。草が触れて漏電している、バッテリーの充電不足、接続の不備などが想定されますが、その状態を放置するとすぐに有効な電圧が出なくなることは容易に予想できます。現在の状態が、適正なのか、とりあえず必要な電圧はあるが効果がすぐになくなり

そうなのか、効果のない状態なのか把握するためにも、設置完了時、及び定期的に数字で電圧が確認できるテスターを用いて管理を行いましょう。

次に電気柵の管理について詳しくお話します。電気柵を設置している場合で、イノシシが侵入した圃場を調査すると、作物や雑草が線に触れていて電圧低下を起こしているケースが最も多く、次に、漏電を起こす素材を支柱等に利用しているケースが多いです。特に、スイカやカボチャなどのツル系の植物は夏場かなり伸びて支柱などに巻き付きます。こういった植物は、柵から少し離して育てましょう。

また、電気柵の電圧は十分であるが侵入されるとき、ほとんどの場合は、線の高さが守れていません。一番下の線を30cm以上になっている、あるいは地面の変化点に沿って支柱を据えていないので、隙間が空いているといったことがないか確認してください。また、イノシシは、エサとなる作物がなくとも、エサを探して農地に出没することがあります。このときに、電気柵を切っていると、イノシシは電気柵に触り、電気柵の線を安全なものとして理解し、鼻で触れずに素通りするようになります。先ほどお伝えしたとおり、毛で触れても効果はありません。設置するときは、必ず通電させ、通電させないときは、撤去しましょう。また、イノシシは本来、昼に行動する性質をもっています。藪の近くでは人気があれば昼間行動することもありますので、同じような状態にならないよう通電するときは24時間の通電をお勧めします。

電気柵を設置したがイノシシの侵入があった農家さんとお話をすると、本体不良を疑われる方が非常に多いと感じます。しかしながら、ほとんどの場合は、それ以外の原因によるものがほとんどです。これは、電気柵の仕組みが分からない状態で運用していることが原因だと思われます。農業者の方から、電気柵のご相談等ありましたら、私どもも現地に赴きますが、今回お話した内容を十分ご理解いた

だき、地域の農業者さんへのご指導の程よろしくお願い申し上げます。

では、正しく設置管理されている電気柵の効果について実際の映像で見てください。

(映像の様子を放映)

今まではイノシシの話をしてまいりましたが、次はニホンザルについてお話します。イノシシと同様にまずはニホンザルの能力について確認しましょう。ニホンザルは、掴む、登る能力が高いため、あまり跳躍力に注目されることがありませんが、およそ垂直1 m、水平2 m、真下への飛び降りが4 mぐらいまで可能です。裏を返せば、高さ1 m以上ある柵は、登る、つまり捕まらないと侵入できません。ニホンザルの侵入を防ぐ複合柵は、1 m以上あるワイヤーメッシュ柵をサルに登らせて、上部の電気柵を掴ませることで効果を発揮します。また、水平跳びで侵入されないように、柵の周囲は2 mぐらい何もない状態にすることが必要です。足場となるものは離して柵を設置しましょう。

また、サルのオスは、生まれ育った群れを出て単独または、少数で行動することがありますが、サルの行動は基本群れです。市内では、大きいものでは100頭近くの大きなグループがいることがわかっています。今まで侵入がなくとも100頭の群れが農地に来れば、1回で全滅してしまう恐れがあります。サルの出没可能性がある地域の方は、サルが来る前に対策を行うことをお勧めします。

次に、資材の選定について紹介します。市内でニホンザルの出没可能性のある地域のほとんどは、併せてイノシシも出没する地域になると思います。イノシシ用として販売されているワイヤーメッシュについては、上部の目合いが大きくなっている部分をニホンザルが通過した事例が報告されています。将来的にサルの対策も考えているのであれば、できれば目合い15 cmのものをおすすめします。

電気柵の資材については、イノシシと同様ですので、続

いて設置方法について説明します。ワイヤーメッシュの設置方法は、先ほどのイノシシと同様ですので省略しますが、先ほど説明したとおり、木からの飛び込みを防ぐため、周囲2 mぐらいは樹木等の足場になるものは、撤去するか、離して設置しましょう。

ワイヤーメッシュ設置後、支柱を対候性の結束バンドなどで支柱に結びつけます。イノシシの説明の際にもお伝えしましたが、竹などを支柱に使うと漏電して効果がなくなる原因になりますので、きちんと絶縁素材のものを使用しましょう。また、線を設置しない支柱の余り部分掴んで侵入される場合がありますので、支柱の上端部は余らせないようにしましょう。電気柵の線は、2段～4段の高さで設置します。周囲の環境も含めてきちんと設置できていれば2段でも効果を発揮しますが、周囲の環境によっては4段でも飛び込めってしまう場合もあります。ケースバイケースですので、設置予定のある方は、現地確認をいたしますので、ご相談ください。

次に、複合柵の周囲に足場となるものがあってサルの侵入を許してしまった事例を紹介します。現場のおおまかな断面図を載せていますが、農地よりも道路が高い位置にあります。この状態でも3年間はサルの侵入を防げていました。地理的に、無防備では被害にあわないことは難しい場所ですので、サルは電気ショックを受けて侵入をあきらめていたと考えられます。

では、どのようにサルが侵入したかを、映像で見ていきましょう。まずはサルが侵入した翌日、農家の方がスイカの被害に気付きます。電気柵に電気が流れてないのではと思い電気柵を触ってみると、見事に感電しました。電気柵は正常な状態で稼働しています。

次に、その前日にサルが侵入した様子をご覧ください。キョロキョロして周囲を警戒しながら、侵入箇所近づいて行って、ジャンプして柵に飛びつきました。道路からみ

て柵の高さが足りておらず、柵に飛びつくことができました。電気柵に触っていますが、柵や地面に触っていないため、感電しません。電線に鳥がとまっても感電しないのと同じ理屈です。ただし、柵に触れずに飛び越えることはできていません。道路から2 mぐらい控えるか、ワイヤーメッシュの高さをサルを目線から見て1 mぐらいの高さに設置し、その上に電気柵を設置させていけば、被害を防げました。足場になるものは離すか取り除きましょう。取り除けない場合は、ワイヤーメッシュの高さをあげて、いきなり電気柵に飛びつけないようにしましょう。

最後に、昨年度、テレビニュースで新居浜市のニホンザル被害についてテレビニュースで取り上げていただいたものをご覧ください。人間側からとらえれば、農作物被害ですが、野生鳥獣にとっては自然界で食べることのできない味をたくさん食べられる餌付けになります。餌付けを受けた動物は、繁殖力があがり、数が増加し、繰り返し同じ地域に定住し、さらなる被害を発生させます。つまり高崎山のサルと同じ、継続的な餌付けに成功した状態となります。そうすると、捕獲しても捕獲しても増加数の方が多くなり、被害が減らない状態となります。

また、柵を設置することで、捕獲の効率もあがります。イノシシやサルから見ても箱罠はかなり怪しいようで、中のエサがとれないか外側から観察することがありますが、いきなり罠に入ろうとしません。周囲に容易に侵入できる畑がある場合は、そちらの作物を優先して食べます。被害があるうちは、捕獲効率が上がりません。周囲に食べられるものがない場合、多少怪しくても、餓死するよりはマシだと箱罠に侵入するようになります。

鳥獣による農作物被害は、農業者さんが本来得られる予定の利益が、鳥獣によって損なわれることが問題です。そして、鳥獣対策とは農作物をまもるための防衛戦です。ところが、鳥獣に関する議論は、イノシシやサルが増えすぎ

たことが問題であるとすり替わり、殺して数を減らすことが至上命題のように語られます。

確かに数が増えれば、被害も増えますが、なぜ数が増えたのかという本質的な部分を見つめなければ、被害はなくなりません。今日、お伝えしたことを持ち帰っていただき、地域の農業者さんの収益増加に御協力いただけたら幸いです。

藤田会長

ありがとうございました。

何かご質問等はございませんか。

渡邊委員

先日石垣を崩された農地を見てもらった際、8ha程の農地の至るところにイノシシの足跡がありました。全体に柵をするということにはできないかと思います。

農林水産課

赤壁主任

先日話をお聞きしましたが、今年度は作付けをしていない農地だったと記憶しています。柵を設置しないという方針であれば渡邊委員周辺の農地は鳥獣被害が多い地域なので、ある程度鳥獣と共生していくという覚悟が必要かと思います。しかし、狩猟等が盛んな地域ですので一歩進んで防護を行うという対策をしなければ、状況は変わっていかないかと考えています。なお、水田であれば防御柵には新居浜市と水田協会からも補助金制度があり、自己負担が安く防御柵を設置できるかと思いますので、有効に活用いただければと思います。

塩見委員

中にエサを置いて捕獲するワナはイノシシに有効なのですか。

農林水産課

赤壁主任

エサでおびき寄せるワナはイノシシにとっても警戒するようで、簡単には入ってくれないと聞いております。また、まわりに安全に食べれる新鮮な野菜等があればそちらを優先して食べるようですので、捕獲するためにもまず畑の作物を簡単に食べられないようにすること、そうすれば最終的に箱ワナのエサを食べて捕獲につながりますのでそのよ

うな環境づくりが大切かと思えます。

藤田会長

他にございませんか。

(「なし」の声あり)

藤田会長

ありがとうございました。

今後もサル、イノシシ等の鳥獣害につきましては、農林水産課の担当である赤壁主任に相談いただき、研修中にもありましたように、鳥獣の防御に対する各種の補助メニューも共済や新居浜市でも用意されているとのことですので、それで解決するわけではありませんが、制度も利用し地域で取り組むことが大事であると研修を通して感じております。

以上をもちまして、第28回新居浜市農業委員会総会を閉会いたします。

本日は、お忙しい中、農林水産課 赤壁主任に御出席いただき、ありがとうございました。御協力ありがとうございました。

近藤事務局長

御起立ください。礼。ありがとうございました。

新居浜市農業委員会会議規則第19条第2項の規定によりここに署名する。

新居浜市農業委員会総会

会 長

委 員

委 員